

令和3年第 7回 総会
7月

白井市農業委員会会議録

令和3年7月8日 開会

令和3年7月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和3年7月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月20日火曜日
- ・事前審査会（案） 7月29日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総 会（案） 8月 5日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年7月定例総会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

6月に梅雨入りしましてから、毎日天気の良い日が続いておりますが、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

また、今月3日に静岡県熱海市で発生しました大規模な土石流で被害を受けられた方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年7月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、芦田恵子委員、5番、山崎正司委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定したので、提出いたします。

令和3年7月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、2ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条において、農地等の利用最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないとされています。

平成29年の改選の年、10月6日の総会時に指針を制定しています。

この指針は、改選ごとに検証、見直しを行い、昨年改選がありましたので、今回の議案としました。

取組内容については変更はありません。

数値目標等に変更がありますので、変更点について説明をさせていただきます。

2ページの表なのですが、担い手への農地利用集積目標。

こちらなのですが、制定時は、耕地面積が1,080ヘクタール、集積面積が246ヘクタール、集積率が22.8%。

それから、今年の令和3年の4月の現状なのですが、耕地面積が1,060ヘクタール、集積面積が267ヘクタール、25.1%の集積を行いました。

前回の指針では、令和3年度の目標として、集積面積が398ヘクタールとうたっていましたが、今回実績としては、267ヘクタールということで下回ってしまいました。

令和5年への目標としましては、管内の耕地面積は1,050ヘクタール、それから集積面積としては536ヘクタール、集積率は51%を目指したいと思います。

こちらは千葉県が51%ですので、これに合わせて51%と設定しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

担い手の育成・確保に関する数値目標。

制定時は、農家総戸数が617、認定農業者が57経営体、認定新規就農者が3経営体、基本構想水準到達者が5経営体になります。

改正時で、農家戸数が大分減りまして、507戸になりました。

それから認定農業者が83経営体、認定新規就農者が6経営体、それから基本構想水準到達者が5経営体となります。

こちらのほう、制定時の57経営体が83に増えているように書いてございますが、今回の83の経営体は、家族経営協定でやっている場合は、奥さんと旦那さんがいる場合は1経営体ではなくて2と数えましたので、前回57というのは、1家族で1で数えていたので、その辺が変わっております。

前回の57をそのような数え方をすると、85になります。

ですから、実際、認定農業者は、2経営体ばかり減っているような形になっております。

目標としましては、農家戸数が500、それから認定農業者が、ここを増やして85人増やしたいと思います。

それから認定新規就農者は9人に増やすと、それから基本構想水準到達者は11人に増やしたいという計画で、今回改正しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

遊休農地の解消目標なのですが、こちら改正時の耕地面積1,080ヘクタール、遊休農地面積が199ヘクタール、18.4%ございました。

今回、令和3年の4月なのですが、耕地面積が1,060ヘクタール、遊休農地面積が181ヘクタール、遊休農地の割合が17.1%となっております。

これ大分減ったように書いてございますけれども、昨年地目変更をしたり、違反転用をしたり、その辺の農地は削除しましたので、その分も合わせて減っているような感じになっております。

減っているのは減っているのですが、それが全部成果かという、地目変更をしたり、転用したりした分を削除しましたので、その分が減っているという形になります。

目標としましては、令和5年4月、管内耕地面積が1,050ヘクタール、遊休農地面積が168ヘクタール、遊休農地の割合が16%にしたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

新規参入の促進目標ということで、制定時は新規参入が3人、新規参入法人が5法人でした。

改正時現在は、新規参入は結構増えまして8人、それから法人のほうは5法人で変わりません。

目標としましては、もう1人ぐらい増やして9人、それから法人が7にしたいと目標を立てております。

活動内容については、この記載のとおり書いてございますが、このような活動を皆さん行っていたきたいと思います。

また、遊休農地化する前に、農家をやめるというような方がおられましたら、すぐに農地が荒れる前に、あっせんするような形を皆さん取っていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、承認することに可決します。

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画を策定したので、提出いたします。

令和3年7月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

では、7ページを御覧ください。

こちらの目標及び点検と評価なのですけれども、先ほど申しましたように、農業委員会に関する法律の第37条で、農業委員会の活動について公表しなければいけないということで、毎年公表しているものでございます。

7ページは、白井市の現状と農業委員会の現状を公表しております。

こちらのほうは、農業センサスが2020年に調査しました新しい数字を出してございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

先ほども申しましたが、担い手への集積の現状ということで、現在は267ヘクタール集積してございます。

前年まで、267ヘクタールの集積となっております。

それから令和2年度の実績は、集積実績が16.3ヘクタール、うち新規実績が11.5ヘクタール、32.6%の目標達成率となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

これは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、2番、令和2年度の目標及び実績。

目標のほうは1経営体、実績のほうは2経営体でございます。

面積のほうは0.5ヘクタール目標ですが、それに対して1.3ヘクタールの実績がございます。

達成状況は、御覧のとおりとなっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価なのですけれども、これは毎年、皆さんのほうに調査していただいて、去年が調査した結果、新しく遊休農地として発生した面積が7.4ヘクタールありました。

これは解消された面積が9.7ヘクタールありまして、その差引きで、この2番のところなのですけれども、2.3ヘクタールの解消が実績としてありました。

目標2ヘクタールですので、目標は達成したということになります。

続きまして、11ページは違反転用の関係でございます。

こちらのほうは、是正されたところは、ほとんどないような状況になっております。

12ページ、13ページ、14ページまでは、昨年度の申請件数等の記載がしてございます。

続きまして、15ページ、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の1ページ目は、先ほどと同じような白井市の現状が記載してございます。

続きまして、16ページ「令和3年度の目標」です。

これは毎年50ヘクタールということで目標を立ててございます。

それから、3番 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

こちらのほうが1経営体で、0.5ヘクタールを目標としております。

続きまして、4番 遊休農地に関する措置。

2番ですけれども、令和3年度の目標及び活動計画につきましては、2ヘクタールを解消を目指していきたいと思います。

調査のほうは、また例年と同じような形で、10月を基本に調査をしていただくような形でお願いしたいと思います。

5番、違反転用への適正な対応。

こちらのほうは、早期発見が一番だと思いますので、皆さん気づいたら、すぐ連絡していただいて、一緒に指導をするような形を取っていききたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

今井委員。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

17ページの上から2番、調査実施時期、農地パトロールの時期はいつも10月頃やっているのですが、その前に農家の方々に、パトロールがあるので、草刈り等のできる人はなるべくやっってくださいというような周知をしたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、大野です。広報のほうには、パトロールありますので、適正な管理お願いしますということでは毎年出しております。

今井幹代委員 分かりました。

笠井会長 よろしいですか。

今井幹代委員 はい。

笠井会長 山崎委員。

山崎正司委員 農業委員 山崎です。去年2経営体に増えているのですけれども、実際、作物植えていないようなのですが、こういうのは何年か見守りが必要なのではないでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局 大野です。新規参入の方は、多分皆さんのほうに指導等お願いしているような形でやっていると思うのですけれども、まだ始められていないという方も中

にはいると思うのですけれども、農業委員さん、推進委員さんのほうで指導等はお願ひする形にはなっています。

山崎正司委員 分かりました。

笠井会長 小林委員。

小林幸子委員 農業委員の小林です。同じく17ページで、違反転用への適正な対応というところなので、うちの近所で、お父さんの土地を持っていて、そのお父さんが今病気で入院していて、息子さんが管理をしているのですけれども、自分の家の土地を結局、自分で管理できないので、知り合いの人に貸したら、無断で農地転用まではいくのだからどうか分からないのですけれども、農地だったところに小砂利を引いて駐車場か何かにしてしまったらしくて。

それが分かったので、転用するなり何なりするのなら農業委員会のほうに連絡をしてくださいねと伝えたのですけれど、結局、自分で、その農地をこういうふうにしたら違反だよとか、そういうことを分からずにやっているらしいのですね。

親が持っている土地を息子の代で管理しているけれども、何をどんなことをしているかというのが分からない人が多いと思うので、そういった家のためにも、農地を持っている人に、こういう場合は違反転用だよとか、そういうリーフレットとかパンフレットとかを送付するなり、農地の管理方法とかそういったのを広報ではなく、個々に出すというようなことはできないでしょうか。

リーフレット出ただけでは無理かもしれないけれども、でも、やらないよりはやったほうが良いと思うのです。

結構、今若い人が管理をしているという家が多いので、その辺分かっていない人が多いのですよ。

なので、農地を持っていて、適正な管理をしていないというふうには、このパトロールした時点で分かった家には、特に出したほうが良いのかなと思うのですけれども。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、大野です。荒れているような農地で、気づいたところがあれば、もちろん調査して、委員さんのほうから報告していただければ、その特定したところにリーフレット等を送るような形でやりたいと思います。

小林幸子委員 はい。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について承認することに可決します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、18ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年7月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字復字台山の1筆でございます。

地目（現況）、地目は山林、現況は畑です。

地積7,590平方メートル。

権利者は、記載のとおり。

経営面積1,026アール。

義務者は、記載のとおり。

事由、所有権移転、売買となります。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第3号について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料を御覧ください。

当日は、義務者の代理人を兼ねて権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から南に約800メートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、全面に葛が茂っており、荒れた状態でした。

許可後、10月までには除草して、きれいな状態にするそうです。

進入路は、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、耕運機1台、トラクター1台、トラック2台です。

現在、除草用の機械は所有していませんが、業者に委託して除草作業をするそうです。

労働力は4名で、農業法人として10年以上の経験もあります。

年間従事日数は、それぞれ155日、面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しております。

過去にトラブル等もないそうです。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

確認しましたところ、義務者の方は高齢のため、数年前から農作業を行っていないということだったのです。

それと、この土地の売買の経緯については、間に不動産の会社が入ったということです。

それと、将来的には家庭菜園にしたいということで、そういった部分の経験あるかということで確認したところ、経験はあるということで、50か所ほどあるということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第4号 令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、19ページを御覧ください。

議案第4号 令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和3年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和3年7月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、20ページを御覧ください。

こちらは白井市長からの協議文になります。

続きまして、21ページを御覧ください。

令和3年度第4次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、利用権を設定する農用地、十余一字清戸道西の1筆でございます。

地目は畑。

利用権設定面積は2,000平方メートル。

種類、賃借権。

内容、普通畑。

期間、5年。

賃料、1万円。

支払方法は振込です。

利用権を設定する者は記載のとおりでございます。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりでございます。

経営面積は173アール、新規でございます。

続きまして、2番、十余一字清戸道西の1筆でございます。

地目は畑。

利用権設定面積は3,000平方メートル。

種類は賃借権です。

内容が普通畑。

期間が5年。

賃料は1万円。

支払方法は振込です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりで、173アールの経営面積、新規でございます。

3 番、木字大山の2筆でございます。

地目が畑。

合計で1,725平方メートルです。

種類が賃借権。

内容は果樹。

期間が3年。

賃料は7万5,000円。

直接持参。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は224アール、継続でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1 番、2 番につきましては、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1 番、2 番について、山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 農業委員、山崎です。

1 番と2 番について、説明させていただきます。

義務者についてですが、現在は農業をされておらず、今回の申請農地も昨年まで貸していたということです。

権利者は現在、八街市で農業をされているのですが、今度白井市に移住して、こちらで農業をされるということで、十余一地区にいる知り合いから義務者を紹介してもらったということです。

作業場とかその他は、権利者に借りることになっているということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

農地の状況とかは分からないのですが、1 番と2 番についてなのですが、こちらの面積は2,000平米と3,000平米となっておりますが、賃料のほうが一緒の額なので、これについて何ら問題はないということで認識してもよろしいのでしょうか。

笠井会長 山崎委員。

山崎雅巳委員 ありませんでした。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

中村委員。

中村敦雄委員 農業委員の中村です。

利用権の設定を受ける者は、東京都でいいのですよね。

東京に住所になっているのですけれども、先ほど委員さんが、八街で土地を借りて
いると。

八街に住んでいるということですか。

笠井会長 山崎委員。

山崎雅巳委員 現在、八街で家を借りて、そちらでやっているということです。

中村敦雄委員 じゃあ、この住所は違うということですか。

山崎雅巳委員 違うというか、実家という感じ。

中村敦雄委員 ここには、今現在はいない。

山崎雅巳委員 奥さんがこっちにいたりとか、そういうときもあるということです。

中村敦雄委員 分かりました。

笠井会長 よろしいですか。

中村敦雄委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号
令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について、承認すること
に可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

22ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分した
ので、これを報告します。

令和3年7月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

23ページを御覧ください。

①番として、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、24ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告します。

令和3年7月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらのほうは、合意解約の通知がございましたので、ご報告いたします。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、(2)番のその他として、8月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが7月20日火曜日。

事前審査会が7月29日木曜日、第1班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2で行います。

総会のほうが8月5日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3で行います。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人